

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十五年一月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十四年十一月五日奈良県指令建第九〇一―一二〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年一月十七日建第七八八〇号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字茅原五八六番及び五九一番の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市茅原五八六番地

畑中良之